

札幌市の不妊治療支援について

- 1 札幌市不妊治療支援事業
 - I 札幌市特定不妊治療費助成事業
 - II 札幌市不妊専門相談事業
- 2 札幌市不育症治療費助成事業

1 札幌市不妊治療支援事業

概要

特定不妊治療（体外受精または顕微授精）に要した費用の一部助成による経済的負担の軽減と、不妊に悩む市民への相談助言による精神的負担の軽減を目的に、**札幌市不妊治療支援事業**として、2つの事業を行っている。

I 札幌市特定不妊治療費助成事業

- ・ **特定不妊治療費助成事業**
- ・ 男性不妊治療費助成事業
- ・ 第2子以降治療費助成事業

II 札幌市不妊専門相談事業

- ・ 一般相談
- ・ 専門相談
- ・ 講演会・交流会



1 札幌市不妊治療支援事業

背景

- 晩婚化・晩産化による妊娠性の低下、不妊治療の反応性の低下
- 医療保険が適用されないため治療費用が高額
- 治療や将来への不安や焦り等の精神的苦痛を受けている方へのケアが少ない。

⇒ 国は次世代育成支援対策の一環として、特定不妊治療について、その治療に要する費用の一部を助成する「特定不妊治療費助成事業」を平成16年4月から実施

⇒ 札幌市では、平成17年10月から「札幌市不妊治療支援事業」とし、治療費助成事業と相談支援事業を総合的な支援として開始

1 札幌市不妊治療支援事業

I 札幌市特定不妊治療費助成事業

事業目的

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）については、治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから、十分な治療を受けることができず、治療の継続を諦めざるを得ない方も少なくない状況にある。このため、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、もって生涯を通じた女性の健康支援及び次世代育成支援対策に資することを目的とする。



1 札幌市不妊治療支援事業

I 札幌市特定不妊治療費助成事業

対象

特定不妊治療以外では、妊娠の見込みが極めて少ないと診断された夫婦で、次の要件をすべて満たす方が対象

- ・札幌市が指定する医療機関で特定不妊治療を受けていること。
- ・治療の開始日における妻の年齢が43歳未満であること。
- ・申請日において、夫婦のどちらかが札幌市内に住民登録をしていること。
- ・治療開始時及び申請時に法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- ・申請日の前年の夫婦の所得の合計額が730万円未満であること。

5

1 札幌市不妊治療支援事業

I 札幌市特定不妊治療費助成事業

※男性不妊治療費助成事業

精子を精巣または精巣上体から採取する手術で医療保険が適用されないものに対し、15万円を上限（初回の治療のみ30万円を上限）として助成する。

＜手術の例＞

- ・精巣内精子回収法（TESE）
- ・精巣上体精子吸引法（MESA）
- ・精巣内精子吸引法（TESA）
- ・経皮的精巣上体精子吸引法（PESA）

1 札幌市不妊治療支援事業

I 札幌市特定不妊治療費助成事業

事業内容

助成額

- ・1回の治療につき上限15万円（初回の治療のみ上限30万円）
- ・以前採卵した凍結胚の移植のみの治療は、上限7万5千円

助成回数と助成期間

治療開始時の妻の年齢	助成回数
40歳未満	通算6回
40歳以上43歳未満	通算3回

※1年間の助成回数・通算助成期間に制限はない。

6

7

1 札幌市不妊治療支援事業

I 札幌市特定不妊治療費助成事業

札幌市独自事業

※第2子以降治療費助成事業

特定不妊治療費助成事業の助成を受けて第1子を出産した夫婦が、第2子以降の出産のための特定不妊治療について、1回の治療につき15万円を上限として助成する。ただし、以前採卵した凍結胚の移植のみの治療は、7万5千円を上限として助成する。



8

1 札幌市不妊治療支援事業

I 札幌市特定不妊治療費助成事業

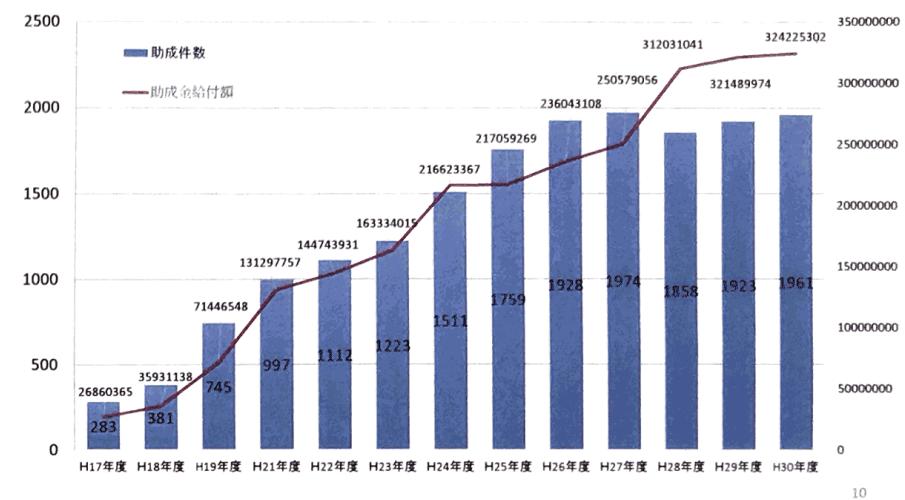
制度の変遷

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	31年度
制度の主なポイント	年1回 10万円 通算2年	通算2年 一通算5年	年1回 →年2回	1回10万円 →1回15万円	1回10万円 → 年3回(通算5年 ただし10回まで)	1回の治療につき 15万円まで (以前に凍結した 胚を解凍して胚移 植を実施した場合 と、 採卵したが卵が得 られない、又は状 態のよい卵が得ら れないため中止し た場合は7万5千 円まで)	<移行期間> 初回申請時の治 療開始日の年齢 が40歳未満 ⇒通算助成回 数6回 平成26、27年度 に新規に申請さ れる40歳以上の方 ⇒1年度目3回、2 年度目2回	<新制度> 初回申請時の治 療開始時の年齢 が40歳未満 ⇒通算助成回 数6回 40歳以上43歳 未満 ⇒通算助成回 数3回 43歳以上 ⇒助成対象外	男性不妊治療 費の初回拡充				
夫婦の合計所得額	650万円未満	730万円未満	夫婦の合計所得額 (夫婦各々に所得が ある場合は、各々 から8万円控除)	所得計算方法 (夫婦各々に所得が ある場合は、各々 から8万円控除)		※不妊に悩む方 への特定治療支 援事業等のあり方 に関する検討会 →H28に向けて制 度改正決定	男性不 妊治療費助成 と 初回助成額上 限30万円	第2子以降治療 費助成	初回治療費の 助成額が上限 15万円→30万 円に				9

1 札幌市不妊治療支援事業

I 札幌市特定不妊治療費助成事業

助成件数・助成額の経年推移

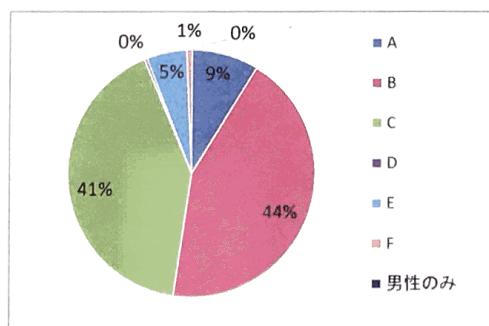


1 札幌市不妊治療支援事業

I 札幌市特定不妊治療費助成事業

H30 治療方法別助成件数

治療方法	助成件数(延)	(%)
A	171	8.7%
B	855	43.6%
C	811	41.4%
D	7	0.4%
E	103	5.3%
F	13	0.7%
男性のみ	1	0.1%



A:新鮮胚移植を実施

B:凍結胚移植を実施

C:以前に凍結した胚の移植を実施

D:体調不良等により移植のめどが立たず治療終了

E:受精できず、又は異常受精等による中止

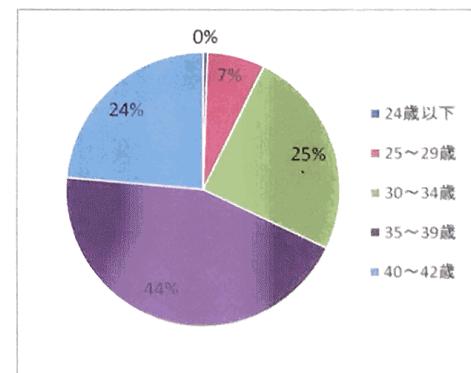
F:採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止

1 札幌市不妊医療支援事業

I 札幌市特定不妊治療費助成事業

H30 妻の年齢別助成件数

妻の年齢	助成件数(延)	(%)
24歳以下	10	0.5%
25~29歳	133	6.8%
30~34歳	485	24.7%
35~39歳	870	44.4%
40~42歳	463	23.6%



1 札幌市不妊医療支援事業

I 札幌市特定不妊治療費助成事業

第2子以降の助成件数の推移

年度	助成件数
平成28年度	35
平成29年度	38
平成30年度	60

男性不妊治療費助成件数の推移

年度	助成件数
平成27年度	1
平成28年度	9(2)
平成29年度	16(3)
平成30年度	6(1)

※()内の数は、男性不妊数のうち男性不妊のみの申請数

13

1 札幌市不妊治療支援事業

II 札幌市不妊専門相談事業

(2) 専門相談

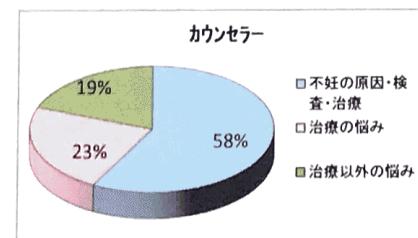
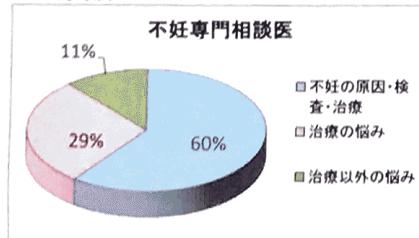
医師または不妊専門カウンセラーとの面接による専門的な相談 予約制

不妊専門相談医との相談 每月第1・第3火曜日 午後

不妊専門カウンセラーとの相談 每月第2・第4月曜日 午後

職員	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
不妊専門相談医	17	25	38	36	28	31	19	20	26	17	18	14	17	9
不妊専門 カウンセラー	14	22	32	33	18	23	14	15	20	10	16	25	9	13
計	31	47	70	69	46	54	33	35	46	27	34	39	26	22

H30実績



15

1 札幌市不妊治療支援事業

II 札幌市不妊専門相談事業

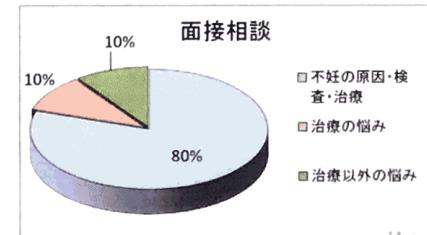
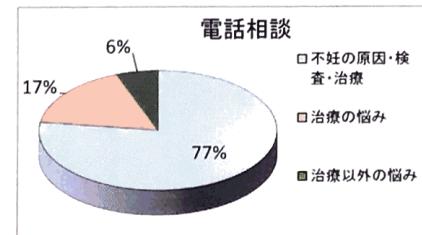
(1) 一般相談

保健師等による電話または面接による一般的な相談 予約不要

月曜日～金曜日 8:45～12:15 13:00～17:15

年 度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
相談者数	775	569	720	557	691	797	693	752	1,315	1,762	1,995	1,723	1,824	1,392
電話相談														
面接相談		398	805	731	730	989	1,074	1,350	1,532	1,608	1,787	1,811	1,790	1,586
計	775	967	1,525	1,288	1,421	1,786	1,767	2,102	2,847	3,370	3,782	3,534	3,614	2,978

H30実績



14

1 札幌市不妊治療支援事業

II 札幌市不妊専門相談事業

(3) 講演会・交流会

ア 平成30年度「不妊に関する情報室」

内容：講話、書籍閲覧コーナー、交流会、相談コーナー



1回目 「不妊治療を始める・始めたあなたへ」

神谷レディースクリニック 不妊専門カウンセラー

2回目 「不育症・不妊治療の最新情報について」

エナレディースクリニック 不妊専門相談医



3回目 「不妊治療の実際とやめどき」

国家公務員共済組合連合会斗南病院 不妊専門カウンセラー

16

2 札幌市不育症治療費助成事業

背景

- 国は、一億総活躍社会の実現に向けて希望出生率1.8を掲げ子育て支援の基盤強化を図っている。
- 札幌市では、新・さっぽろ子ども未来プラン（平成27年度）を策定
合計特殊出生率　希望出生率1.5（札幌市出生率1.16（平成28年度））
- 平成24年不妊専門相談センターで不育症相談窓口を設置するよう通知
札幌市でも相談窓口を設置
- 日本産科婦人科学会の産婦人科診療ガイドラインにより適切な検査や治療が明らかになりつつある。

平成29年4月1日 事業開始（札幌市独自事業）

平成29年6月1日 助成申請受付開始

17

2 札幌市不育症治療費助成事業

事業目的

不育症治療等に要する費用の助成を行うことで、不育症に悩む方の経済的負担の軽減を図ると共に、不育症に関する適切な情報を提供し、不育症の早期受診・早期治療を啓発すること。

「不育症」とは・・・

2回以上の流産、死産や新生児死亡の既往がある場合を言います。
※なお、「流産、死産」は、妊娠検査薬が陽性になった場合ではなく、医療機関での超音波検査により胎のうや胎芽を確認後、妊娠が終了した場合を言います。

18

2 札幌市不育症治療費助成事業

対象

不育症（疑いを含む）と診断され、対象となる検査及び治療を受けた法律上の夫婦で次の要件をすべて満たす方

- ・札幌市が指定する医療機関で不育症治療を受けていること。
- ・申請日において、ご夫婦のいずれかが札幌市内に住民登録をしていること。
- ・夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満であること。

19

2 札幌市不育症治療費助成事業

助成額

- ・1回の治療につき上限10万円※1回の治療期間とは、不育症の診断をするための検査（又は治療）を開始した日から、妊娠が確定し出産（流産又は死産を含む）した日又は医師の判断により治療が終了した日のこと。
- ・※1回の治療期間とは、不育症の診断をするための検査（又は治療）を開始した日から、妊娠が確定し出産（流産又は死産を含む）した日又は医師の判断により治療が終了した日のこと。

助成回数と助成期間

- ・通算助成回数、1年間あたりの助成回数、通算助成期間に制限はない。

20

2 札幌市不育症治療費助成事業

対象検査・治療

- 平成29年4月1日以降に開始した不育症の検査及び治療（医療保険適用の有無は問わない）
- 【検査】抗リン脂質抗体検査、凝固因子検査、子宮形態検査、染色体検査
- 【治療】不育症治療としての投薬、手術及びその他医師が必要と判断した治療

指定医療機関

- 札幌市特定不妊治療費助成事業医療機関 + 生殖医療専門医が所属する医療機関
+ 周産期（母体・胎児）専門医が所属する医療機関 + これと同等の実績を有し且つ専門医からの推薦を受けた医師が勤務する医療機関 計25か所

21

2 札幌市不育症治療費助成事業

助成件数・助成額

- H29 累計助成件数54件、助成額2,059,422円
H30 累計助成件数89件、助成額4,505,350円

普及啓発について

- 不育症の周知と、適切な治療の受診啓発のためポスターを作成
- 不育症治療費助成事業の周知のためチラシを作成



- 市内の産科婦人科医療機関や各区保健センター等にポスターとチラシを送付
- 広報誌、ホームページ等に掲載

22

2 札幌市不育症治療費助成事業

課題

- 市民及び医療機関への周知が不足しているため、今後も周知と普及啓発を行っていく
- 対象検査項目及び治療内容について意見や要望が多いため、見直しも含め検討していく



23